

株式会社大樹 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年11月1日～令和4年10月31日までの3年間

2. 内容

目標：育児休業をしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う

<対策>

- 令和1年11月～育児休業を促すために、社員へ制度概要を周知。
- 令和2年4月～育児休業に関する相談窓口を設置する。
代替え要員の確保（早めの業務引継ぎ）
- 令和3年1月～育休者復帰のための支援に向けた管理者教育の実施
- 令和4年度 社員の声を集める 改善策を検討・実施する。